

# 契約職員サポート体制と支部契約職員担当者の設置について

2013年 4月24日

広島大学教職員組合

執行委員会

当面、現実的で実行可能なサポート体制・方法として、以下を確立し、実行する。

## 1. 契約職員に関する問題や情報等を組織的に共有化できるルートを確立する。

組織的とは、契約職員  $\longleftrightarrow$  支部  $\longleftrightarrow$  執行委員会（書記局）の往復関係（交通）を指す。

## 2. 支部における「契約職員担当者」の設置

契約職員組合員が存在する支部は「契約職員担当者（窓口機能）」を設置するよう、該当支部に対して要請する。

この「契約職員担当者」は上記1の往復関係（交通）の窓口として位置づけ、任務が重くならないよう支部を含めて配慮する。

（注）なお、支部の契約職員担当設置について連絡の無かった支部の契約職員担当は、支部長として対処する。

ただし、事務局支部及び組合本部支部の契約職員担当は専従書記次長とし、また、当面は附属小学校支部についても専従書記次長とする。

## 3. 支部における契約職員懇談会の開催

可能な支部については、契約職員の状況把握や問題・要望等の把握のために、年1～2回の支部における契約職員懇談会の開催をお願いする。

（注）懇談会に係る費用（一部）は、支部活動援助金の対象になります。

## 4. 契約職員担当者懇談会の開催

執行委員会（書記局）が主催し、年1～2回の契約職員担当者懇談会を開催する。

この懇談会は、日常的な上記の往復関係（交通）とは別に、契約職員に関する意見交換・情報共有（他支部の状況も含めた）等を図る場として位置付ける。

また、開催については各支部契約職員担当者の都合等に配慮する。

以上